

むろっ子のくらし



豊橋市立牟呂小学校

(令和7年4月改訂)

本校の教育目標

「よく学び、よく遊ぶ」を校訓として、「めざす子ども像」や「牟呂っ子の生活の約束」等を合い言葉にして、「自ら考え、自ら判断し、主体的に行動する子どもの育成」を目指す。

校訓五則

- 1 ホンキデアレ
- 2 キマリヨクセヨ
- 3 レイギタダシクセヨ
- 4 ジブンノコトハ
ジブンデセヨ
- 5 タメニナルコトヲセヨ

生活の心づかい

挨拶
返事
所作（身の振る舞い方）

校訓

よく学び、よく遊ぶ

めざす子ども像

- ・ 深く考える子
- ・ 心の豊かな子
- ・ たくましい子

令和7年度の日課表

日 課 表（通常日課）

朝の学習	8:20～	8:35
朝の会	8:35～	8:50
1時限	8:50～	9:35
2時限	9:45～	10:30
放 課	10:30～	10:50
3時限	10:50～	11:35
4時限	11:45～	12:30
給 食	12:30～	13:20
清 掃	13:20～	13:35
放 課	13:35～	13:55
5時限	13:55～	14:40
6時限	14:50～	15:35
帰りの会	15:35～	15:45
クラブ委員会	15:00～	15:45

1 学校のきまり

(1) みんなが気持ちよく過ごす生活の約束

① 基本的な生活習慣

- ・元気よくあいさつ・返事をする。「いつでも どこでも だれにでも」明るいあいさつをする。
- ・時計を見たり、チャイムの音を聞いたりして、時間を守る。
- ・学習に必要なものは、持ってこない。
- ・身の回りの整理整頓を心がけ、使った場所は次の人が気持ちよく使えるようにする。
- ・自分の持ち物には、記名をする。
- ・学校に来てから忘れ物に気づいても、取りに帰らない。

② 校舎内での過ごし方

- ・廊下・階段は静かに右側を歩く。
- ・上靴で外に出ない。（体育館横緑色のラインの上は集会時の移動を除き、歩かない）
- ・放課に特別教室や学習室、体育館、木のホールに入らない。（渡り廊下・配膳室前で遊ばない）

③ 校舎外での過ごし方

- ・運動場でのボールを蹴る遊びは、サッカーゴール周辺のみとする。ボールを蹴る方向に気をつける。また、サッカーゴール周辺での遊び方に気をつける。
- ・遊具は正しく使う。遊具の周りで走り回ったり、遊具に乗って鬼ごっこをしたりしない。
- ・アスファルト・コンクリートの部分や岩石園は、走ったり、遊んだりしない。
- ・職員室前築山には登らない。また、国旗掲揚塔横は通路ではないので通らない。
- ・自然観察園には必ず複数人数で行く。（不審者その他への警戒のため）

④ 学習用タブレットの扱い方

- ・ **学習用タブレットは、学習目的に使用するものとする。**
- ・ **借りものであることから、故障や破損、紛失などないように大切に扱う。**
- ・ **画像や動画の保存は、学習目的で行い、不要なデータは定期的に削除する。**
- ・ **個人情報を守り、写真や動画を SNS 等にアップすることは絶対にしない。**

※保護者は、家庭でのお子さんの学習用タブレットの扱い方や使用方法について、見守りをお願いします。

(2) 健康や安全を守る服装について

① 通常の服装

- ・男女とも自由。（体操服でもよい）
- ・運動靴を履く。

② 帽子

- ・登下校では、学校指定の牟呂小校章をつけた帽子をかぶる。

③ 名札

- ・学校内は左胸に規定のものを付ける。学校に置いておき、朝の会でつけ、帰りの会で、はずす。（1年生は担任の指示があるまでは、家からつけてくる）

④ 体操服

- ・運動時には学校指定の体操服と赤白帽子を着用する。

- ・上着は白の半袖又は長袖の体操シャツ、下は青のクォーターパンツとする。

⑤ 上靴

- ・校舎内では、白色を基調とした上靴をはき、甲とかかとに名前をきちんと書く。
- ・体育館では、体育館シューズを使用する。ただし、全校児童が行事等で使用する場合は、教室から体育館シューズで入場する。

⑥ 水着

- ・紺色または黒い色のスクール水着を着用する。セパレートタイプも可。
- ・水泳帽は学年色別のものを使用し、帽子にはっきりと名前を書く。
- ・ゴーグルやラッシュガードは各自の判断で着用可。

⑦ 防暑・防寒対策

- ・ネッククーラーを使用してもよい。（必要に応じて授業中も可）
- ・ネックウォーマーは、登下校時に使用してもよい。着脱は教室で行う。
- ・体操ズボンの下にタイツ、スパッツ、レギンス、ニーハイソックスは履いてもよい。
- ・半袖の体操服の下に長袖のインナーシャツを着てもよい。
- ・マフラー、ニット帽、耳当ては使わない。
- ・カイロは使用してよいがポケットの中にしまう。また、家に持ち帰る。

⑧ 給食時

- ・給食当番の子は、エプロン・三角巾（または帽子）・マスクを身に付ける。
 - ・給食袋（はし・ナフキン・給食用ハンカチ）を毎日持ち帰って洗う。
- ※帽子、体操服、上靴、体育館シューズ、水泳着等は下記の衣料品店で取り扱っている。

みどりや	3 1 - 1 8 8 0
プラザA	2 1 - 5 9 8 0

（３）登校と下校の仕方について

① 登校時刻 7時50分から8時10分の間に校門を通過する。

※集合時刻は、上記の時間内に学校に着けるように、各班で話し合って決める。

② 下校について

帰りの会を終えたあと、速やかに下校する。

③ 通学路

- ・登下校とも決められた通学路を必ず通る。

登校時・・・通学班のリーダーを先頭にして、上学年と下学年をペアにして2列で歩く。最後尾には、副リーダーが並ぶ。

下校時・・・家の近い子どもがまとまって、寄り道をしないで帰る。

（４）遅刻・早退・欠席の連絡の仕方について

① 遅刻する場合

- ・デンタツくんもしくは電話で必ず連絡をする。
- ・遅刻することを同じ通学班の子に伝える。
- ・登校したらまず職員室に行き、登校を職員に報告したのち、教室に向かう。

② 早退する場合

- ・早退の理由を担当（または職員）が家庭連絡して、保護者に来校してもらう。
- ・家庭の事情で早退する場合は、デンタツくんや連絡帳、電話で事前に連絡をする。
- ・担任（または職員）が職員室（保健室）で保護者に直接引き渡す。

※保護者が来校する場合は、保護者用名札を着用してください。

③ 欠席する場合

- ・いつ、どういう理由で欠席するかをデンタツくんもしくは電話にて学校に連絡する。
- ・欠席することを同じ通学班の子に伝える。

④ 出席停止について

- ・児童が次の感染症にかかり欠席した場合は、学校にその旨を連絡すれば「出席停止」になる。

※「出席停止」となる感染症（令和5年4月1日現在）

インフルエンザ	百日咳	麻疹（はしか）	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
風しん（三日ばしか）	水痘（水ぼうそう）	咽頭結膜熱	結核
髄膜炎菌性髄膜炎	腸管出血性大腸菌感染症		流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎	新型コロナウイルス感染症		その他の感染症（学校医と相談）

⑤ 校 医

内 科	壺 野 浩 司	東脇二丁目15-2	31-1917
眼 科	藤 井 康 生	植田町字清水山1-1	25-7111
耳 鼻 科	森 田 浩 史	東脇一丁目7の7	34-2001
歯 科	尾 崎 勝 己	東脇二丁目8の6	33-3001
薬 剤 師	中 嶋 孝 任	牟呂外神町14-3	33-0262

（5）命を守る交通安全

- ・飛び出しをしない。道路を横断する時は、左右の確認をして渡る。
- ・定期点検を受けた自転車に乗る。
- ・自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶる。
- ・自転車の二人乗りや並んで走ることをしない。
- ・「みなと大通り」（133道路）等の車道には出ない。
- ・学校の敷地内では自転車、キックボード、スケートボードに乗らない。
- ・学校に自転車に乗って来る場合は、**敷地内は降りて引き**、所定の場所（体育館前）に置く。
- ・横断歩道を自転車で渡るときは、必ず降りて引いて渡る。
- ・キックボードやスケートボードは公園で遊ぶ。

（6）学校外での過ごし方

- ・一緒に遊ぶ人・行き先・帰りの時刻を必ず家の人に告げてから出かける。
- ・知らない人に声をかけられても、ついて行かない。
- ・危険だと思った時は大声を出したり、民家に逃げたりする。近くに「子ども110番」の家があったらかけこむ。
- ・お金や物の貸し借りはしない。

- ・運河、牟呂用水、工事現場、道路や駐車場などの危険な場所では遊ばない。
- ・火遊びを絶対にしない。
- ・公園、公民館、市民館等の公共の物を大切に使う。**また、ごみは必ず持ち帰る。**
- ・用事のない時は、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等のお店には行かない。
- ・よその敷地内に勝手に入らない。また、フェンスや自動車、その他私物にも一切触れない。
- ・スマートフォンやタブレット、パソコンは、保護者の指導のもと正しく利用する。

2 緊急時の登下校や引き取りの方法

「特別警報」・「暴風（暴風雪警報）・大雨・洪水警報」発表時の登下校について

1 登校前に発表された場合

(1) 「特別警報」発表の場合

- ① 児童が在宅中の場合・・・・・・・・登校させない
- ② 解除されたとき・・・・・・・・デンタツくんによる連絡があるまでは登校させない

(2) 「暴風（暴風雪）警報」発表の場合

- ① **午前6時00分**の段階で発令中の時・・・臨時休校

(3) 「大雨警報」か「洪水警報」または両方発表の場合

レベル3（高齢者等避難）が発令

- ① 原則として、学校は、授業を実施する。
- ② 状況により登校が危険と思われるときは、学校は、デンタツくんでお知らせする。
- ③ 「授業が有り」の場合でも、保護者側で登校が困難、または危険と思われる場合は、特別に登校を見合わせる事ができる。（遅刻・欠席扱いとはしない）

レベル4（避難指示）が発令

「暴風（暴風雪）警報」発表の場合に準ずる。

2 登校後に発表された場合

(1) 「特別警報」発表の場合

- ① 学校は、即刻授業を中止し、学校引き留めの対応をする。学校は、デンタツくん で緊急連絡を行う。また、学校ホームページで周知する。
- ② 学校は、「特別警報」解除後も災害の状況および気象・交通機関・通学路の状況等の情報収集に努め、児童を安全に下校させる判断ができるまでは下校させない。
- ③ 児童を安全に下校させる判断ができた場合は、「むろっ子のくらし」の6ページにしたがって、全員保護者による引き取りを行う。

(2) 「暴風（暴風雪）警報」発表の場合

- ① 学校は、台風の中心位置、進行速度、方向など気象状況により判断し、安全に帰宅させると認めた場合は、授業を中止して速やかに通学団ごとに下校をさせる。学校は、デンタツくん で緊急連絡を行う。また、学校ホームページで周知する。
- ② 学校は、児童の帰宅に十分配慮し、困難または危険と認める場合は学校に残し、校内の最も安全な場所（体育館）に集め、保護者が引き取りに来るまで待機させる。

(3)「大雨警報」「洪水警報」発表の場合

レベル3（高齢者等避難）が発令

- ① 原則として、学校は、平常通り授業を続ける。
- ② 気象状況などを判断し、必要と認めた場合は「暴風（暴風雪）警報」発表の場合に準ずる。

レベル4（避難指示）が発令

原則として、学校は、授業を中止し、保護者による引き取りを行う。学校は、デンタツくん
で緊急連絡を行う。また、学校ホームページで周知する。

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の登下校について

1「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

- ・学校は、児童の命を守ることを最優先して、以後の教育活動について判断する。状況によって、デンタツくんでお知らせする。また、学校ホームページで周知する。

2「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合

- ・学校は、児童の命を守ることを最優先して、以後の教育活動について判断する。状況によって、デンタツくんでお知らせする。また、学校ホームページで周知する。
- ・土砂災害などにより、後発地震発生後では避難が間に合わないとは判断される場合は、保護者による引き取りをする。

3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

- ・原則として、発表から1週間は休校とする。
※牟呂小学校が事前避難対象地域に含まれるため
- ・在校中に発表された場合、全員速やかに保護者による引き取りをする。学校は、デンタツくん
で緊急連絡を行う。また、学校ホームページで周知する。

児童の引き取り方法

徒歩もしくは、自動車のドライブスルー方式による引き取りを行う。

～徒歩で来る場合の引き取り～

- ①正門より入って体育館前に来る。
- ②職員が体育館前で児童名を聞き取り、保護者に引き渡す。
- ③自動車に注意し、正門から出る。

～自動車のドライブスルー方式による引き取り～

- ①明照保育園側の北側道路から、けやき門、運動場、体育館前へと車で通り、児童を引き渡す
ドライブスルー方式とする。
- ②引き取りの時刻を地区ごとにわけ、スムーズな引き取りができるようにする。
※学校は、デンタツくん
で引き取りの時刻を知らせるので、保護者は時刻を確認する
- ③中校舎1階付近で、職員が児童名を聞き取る。
- ④職員は聞き取った順に児童を体育館軒下に待機させ、保護者に引き渡す。
※保護者は車から降りずに済むように職員が児童を車まで誘導する
- ⑤自動車は、正門から出る。

3 交通事故にあった場合

- ・児童が交通事故にあった場合は、軽重を問わず、速やかに学校（Tel 31-3101）に連絡する。
その場合、次のようなことを参考に連絡する。

- | | | |
|---------------------|--------------|-------|
| 1 だれが（何年何組） | 2 いつ（何時何分ごろ） | 3 どこで |
| 4 どんな事故にあったか（けがの程度） | 5 どの病院に行ったか | |
| 6 救急車で病院に行ったか | | |

4 転・退校の手続き

- ① 担任に連絡する。（いつ・どこへ転校するか）
- ② 市役所の市民課及び、窓口センターで住民移動をし、学校教育課学事グループ（市役所11階）で転校の手続きをする。
- ③ 「転入学指定通知書」を学校に提出する。
- ④ 転入校に「転入学指定通知書」を提出する。

5 私費での弁償について

- ・故意により、i-padや窓ガラスなどの公共物を破損した場合は、私費で弁償してもらう。
（過失については状況により判断する。）その際、本校の破損届を提出する。